

郡山市パブリックヘルスシニアアドバイザー設置要綱

(設置)

第1条 本市における新型コロナウイルス感染症対策をはじめとする公衆衛生に関する保健所業務の充実強化を図ることを目的として、医学的知見等に基づく専門的な立場からの必要な助言を受けるため、パブリックヘルスシニアアドバイザー（以下「シニアアドバイザー」という。）を置く。

(職務)

第2条 シニアアドバイザーは、本市における公衆衛生に関する次に掲げる事項について、保健所長に対し、必要な助言を行う。

- (1) 公衆衛生に関する事項
- (2) 保健所業務に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保健所長が必要と認める事項

(依頼)

第3条 シニアアドバイザーは、医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師の免許を有する者の中から市長が依頼する。

(依頼期間)

第4条 シニアアドバイザーの依頼期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。ただし、必要に応じ、依頼期間満了後、1年を超えない範囲で再度の依頼をすることができる。

(秘密の保持)

第5条 シニアアドバイザーは、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。依頼期間が終了した後も、同様とする。

(謝礼)

第6条 市長はシニアアドバイザーに謝礼を支給し、その額は市長が定める。

(庶務)

第7条 シニアアドバイザーに関する庶務は、保健福祉部保健所総務課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、シニアアドバイザーの設置に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。